



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



二十歳の誓い
(平成30年1月7日 岩内町成人式)

2018. 2
No.139

第4回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～16
議会日誌	P 16

第4回 定例会 報告

平成29年度各会計補正予算等を審議する第4回定例会は、12月11日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。

12月18日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、12月21日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第18号までの18件は原案可決、報告第1号は承認議決、諮問第1号は適任議決、意見案第1号は原案可決となりました。

《予算》

○平成29年度一般会計補正予算（4号）

岩内地方衛生組合負担金（じん芥処理分）約1億1,700万円の減額及び障害介護給付費約5千万円等を補正しました。

○平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（3号）

一般被保険者高額療養費約530万円及び北海道国民健康保険団体連合会負担金約103万円を追加補正しました。

○平成29年度介護保険特別会計補正予算（3号）

介護保険システム改修業務委託料約214万円及び職員給与費約46万円を追加補正しました。

○平成29年度下水道事業会計補正予算（2号）

公共下水道整備事業に伴う債務負担行為として5千万円を追加補正しました。

○平成29年度一般会計補正予算（5号）

職員給与費約289万円及び岩内・寿都地方消防組合負担金約127万円等を追加補正しました。

○平成29年度介護保険特別会計補正予算（4号）

職員給与費約13万円を追加補正しました。

○平成29年度下水道事業会計補正予算（3号）

職員給与費約38万円等を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
納期の変更に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例設定
納期の変更に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例設定
円山エリアの施設管理一元化による所管替えに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定
島野地区集会所建替に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町費職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に準じ、所要の改正をしました。

○岩内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町議会議員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費特別職員の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、改正をしました。

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
人事院勧告に準じた改定を行うため、岩内町費職員の給料及び勤勉手当の支給割合等について、所要の改正をしました。

人権擁護委員 千葉正憲氏 決まる!

《その他》

○財産の処分

地域における産業の活性化を図るため、岩内港工業団地の土地の一部を処分しました。

○岩内地方衛生組合規約の変更

規約の一部変更の協議について議決しました。

○専決処分した事件の承認

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う補正予算の専決処分について、承認しました。

《人事》

○人権擁護委員候補者の推せん

千葉正憲氏を推せんしました。

審議した意見書

○生活保護費削減案の撤回・中止を求める意見書

可決された意見書は、関係機関に送付しました。

生活保護費削減案の撤回・中止を求める意見書

生活扶助費は、2013年から3年にわたり過去最大規模の6.5%カットとなり、5年に1度の見直しで2018年10月から、5%カットの削減計画が出されました。

今回の改定は、2013年の改定に続くもので、保護利用者の暮らしは一層脅かされます。

生活保護の生活扶助基準は、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」をすべての国民に保証するための最低生活基準（ナショナルミニマム）を示しているものです。今回の厚労省案の通り削減されれば、まさに国が最低生活基準を引き下げを意味します。生活保護基準は、住民税の非課税限度額や就学援助など他の制度とも連動しているため、低所得者の負担増につながり、貧困をますます拡大させることになります。

生活扶助の削減の影響は生活保護世帯にとどまりません。同扶助は、低所得家庭の子どもへの就学援助、最低賃金など一般の世帯に関わる諸制度の給付水準を決めるものさしとなっており、広がり深刻です。厚労省が狙う、一人親世帯への「母子加算」減額も子どもの貧困解消に逆行します。

厚労省の考えは、「一般低所得世帯」の消費実態と、生活保護世帯の受給額を比べ、保護世帯の受け取る額が多いから下げるという理屈です。しかし、一般低所得世帯は、本来なら生活保護を受けるべき生活水準なのに、制度の不備などで生活保護を利用できない世帯を多数含んでいます。このような世帯と「均衡」させるとすれば、扶助の引き下げという結論にしかありません。

今必要なのは、扶助のカットではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げを図り「引き下げ」の悪循環を断ち切ることです。

よって、暮らしの「土台」を崩す扶助や加算のカットなど生活扶助費削減案を撤回し、ただちに中止することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月21日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣 殿

岩内町議会 議長 永井 明

一般質問 (要約)

12月18日、19日 5名の議員による一般質問が行われました。

中家正希議員（志政クラブ）

水産加工業の振興について

■質問■

本町の水産加工業は、地域経済の発展に大きく貢献してきたが、生産者から、経営に明るい展望は期待できないとの声が聞かれる。

このため、ニシン製品の品質の高さ等の独自の強みを、地域ブランドとしての向上に結びつけ、町として、一層の支援が不可欠である。次について伺う。

1. 過去3年のニシン製品を生産する水産加工場数は。

2. 過去3年のミガキニシン等の主な製品の生産量は。

3. 過去3年の水産加工場における外国人の従

業員数は。

4. ミガキニシンの健康機能性と食材を調理する際の長所・短所は。

5. 消費者ニーズに対応したミガキニシン等の付加価値とは。また、そうした付加価値化に関する町の支援は。

6. ミガキニシン等の生産工程の合理化や効率化、従業員確保について支援は。また、どのように行っているのか。

7. 電気料金の増大や人件費の上昇等、ミガキニシン等の生産に及ぼす経費の負担増から、地場産業の振興から即効性のある支援が必要では。

■町長■

1. 平成26年から平成28年までの水産加工場数は、10件と伺っている。

2. 平成26年は、ミガキニシン1,499トン、塩数の子228トン、味付け数の子93トン。

平成27年は、ミガキニシン1,545トン、塩数の子205トン、味付け数の子103トン。

平成28年は、ミガキニシン1,595トン、塩数の子186トン、味付け数の子112トンと伺っている。

3. 平成26年は、1件で、9名。

平成27年は、2件で、13名。

平成28年は、3件で、20名と伺っている。

4. 健康機能性は、血中コレステロール低下、血流を良くする働きがある

とされるEPAなどの脂質成分、骨粗しょう症の予防に欠かせないカルシウムが、多く含まれているのが特徴。

調理する際の長所、短所は、保存性に優れている反面水で戻す手間、小骨、魚臭さが挙げられる。

5. ミガキニシンの付加価値化は、調理の容易さ、食べやすい商品の開発である。その支援として、地場産業サポートセンターでは、平成25年から、加熱加工食品の開発を複数の水産加工企業と

共同で取り組み、今年度、1社の商品が知事から表彰され、高い評価を受けた。

カズノコの付加価値化は、深層水の活用により品質の向上を図ること。その支援として、今年度、試験を行い、今後、この結果をもとに岩内カズノコのブランド化を進めていく。

6. 企業が機械設備を導入し、生産性を向上させ、利益率の高い商品を製造することが、従業員の確保にも繋がると考える。そのため、積極的に国の補助金を活用できよう、説明会の案内、申請書の作成アドバイスなどの支援をする。

また、中小企業診断士による無料相談の活用、ふるさと納税返礼への商品の開発、販路拡大などに取り組む。今後も、地場産業サポートセンターを核として、岩内海産商協同組合等と情報交換をしながら、企業様の様々なニーズや課題を把握し、水産加工業の振興に努める。



岩内町総合計画について

■質問■

現在の岩内町総合計画は、まもなく最終年度を迎えようとしており、この計画開始から現在までの各分野の施策展開の状況について伺う。

1. 都市基盤の整備に関する主な施策の進捗状況と成果は。

2. 生活環境の整備に関する主な施策の進捗状況と成果は。

3. 産業基盤の強化に関する主な施策の進捗状況と成果は。

4. 健康・福祉の向上に関する主な施策の進捗状況と成果は。

5. 教育・文化の振興に関する主な施策の進捗状況と成果は。

6. 協働のまちづくりに関する主な施策の進捗状況と成果は。

7. PDCAサイクルに基づく施策・事業の成果・効率的な展開をどのように図っているのか。

■町長■

1. 土地利用は、「岩内町都市計画マスタープラン」の見直しを実施、

現在、都市計画区域内の白地地域の特定用途制限地域指定の作業を進めている。

交通体系の整備は、要望してきた国道276号「岩内共和道路」の供用開始、いわない循環バス「ノックライン」の運行。

都市計画道路の整備は、薄田通を整備中で平成30年度に完成予定。海岸保全対策は、野東海岸擁壁を国道229号の整備に合わせ平成31年度に完成予定。

2. 公園・緑地の整備は、「岩内町都市公園施設長寿命化計画」を策定、老朽化した遊具などを更新。

下水道の整備は、万代・大和・御崎・清住地区の整備が完了し、引き続き、整備エリア拡大を進めている。

町営住宅の整備は、「岩内町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、大浜団地、栄団地の建替整備を完了。

除雪対策は、ロードヒーティングや凍結防止剤の散布等、適切な路面管理を行っている。

ごみ処理対策は、岩内地方衛生組合の事業として、新たな一般廃棄物最終処分場が供用開始。防災体制の充実、避難行動要支援者名簿を作成し、随時更新。

3. 漁業の振興は、サケ、サクラマス、マズイ、ニシン等の種苗放流を継続。

農業の振興は、担い手育成を重点課題とし、農業者の生活安定を図るため、納期変更を予定。

め各種支援に取り組んでいる。

商業の振興は、「あきんど市事業」への助成、「空き店舗活用支援事業」による改修費等の助成を行い、商店街の空き店舗活用を図っている。

観光の振興は、訪日外国人観光客の受入れ準備として岩宇DMOの構築、体験型メニューの商品化等を継続的に進める。

深層水多目的利用の推進は、塩数の子の付加価値向上や、ブランド化を実施し、産業振興施策を進めている。

4. 保健の充実では、「岩内町保健センター」の開設により、母子保健事業や健康診断などの集約化や、相談実績等が増加。

地域医療の確保・充実、岩内協会病院の救急医療・小児医療・人工透析診療開設に財政支援を実施。

国保事業の運営は、滞納整理期間の確保を図るため、納期変更を予定。

高齢者福祉の充実、認知症の方を支える多職種連携の会」を設立し、各種活動を実施。

障がい者福祉の充実、児童発達支援を従来の未就学児童から高校卒業までに拡大し、療育の継続性の確立・相談体制の充実にも努めている。

5. 学校教育の充実、学習支援員の配置、ALT活用による英語活動への取り組み、放課後や長期休業中の補充的学習により、児童生徒の基礎学力定着、理解力・表現力・学習意欲の向上が伺える状況。

社会教育の充実、ブックスタート」「わいわいウィークエンド教室」「町民大学講座」など、生涯学習機会の提供。

文化・スポーツ活動の充実、岩内地方文化センター」を中心に各種サークル活動、芸術文化活動、自主文化事業の継続。スポーツ施設の適正な管理運営と利用促進、関係団体や少年団の育成によるスポーツ活動全体

の環境整備の推進と教育委員会より伺っている。

6. 協働のまちづくりを進めるうえで、広報紙等は、行政と住民を繋ぐ重要な情報ツールと認識、広報活動のより一層の充実に取り組む。各種計画や条例改正などでは、ヒアリングや説明会の開催、パブリックコメント等を導入し、広く住民の声を取り入れている。平成30年度よりパブリックコメントの基準を設定し、意見募集制度の強化・充実に努める。

7. PDCAサイクルは、行財政資源を最大限効果的に実行する有効な手法。平成29年度の予算要求より試行的に導入し、「成果向上」「経費削減」を2本柱に、有効性、必要性、経済性の3指標を設定し評価を実施。今後実効性の高いPDCAサイクルの構築・運用を確立していく。

齊藤 雅子 議員（公明党）

ヘルプカード・

ヘルプマークの

導入について



■質問■

ヘルプカードやヘルプマークを作成し、配布する動きが全国の自治体で広がっています。

障がいのある方の中には手助けが必要なのにコミュニケーションが取れず、困ったことを伝えられない方、さらに、周囲の方が障がいの内容や求めている事がわからず、どう支援していいのかわからない状況があり、その両者をつなぐツールがヘルプカードです。

また、周囲からの配慮を必要としているのに、外見からわかりにくい方のためにヘルプマークがあります。

このようにヘルプカード・ヘルプマークは、手

助けが必要な方と手助けをする方をつなぐ大切な架け橋になる。

また、障害者差別解消法の観点から合理的配慮を提供しやすい環境のためにも必要と考える。

私は、ヘルプカードについて平成27年第4回定例会で質問し、「情報収集を図りながら導入について検討していきたい」との答弁でしたが、その後の進捗状況と今後の対応、及びヘルプマークへの対応は。

■町長■

道において本年10月、ヘルプマーク・ヘルプカード配付ガイドラインを作成し、普及啓発、希望市町村によるヘルプ

マークやヘルプカードの配付及び制度周知を開始。

町も希望し、本年10月下旬より受付を開始して、ポスターを役場庁舎等に掲示し、啓発に努めている。

今後は、障がいのある方、高齢者や難病の方、妊娠初期の方など、ヘルプカードやヘルプマークが必要な方への周知、ヘルプマークを身に付けた方への援助や配慮、ヘルプカードの使用方法等を町広報紙や防災行政無線等を活用し普及啓発に努める。

災害における

避難所運営のために

HUG（ハグ）の

普及推進を

■質問■

災害発生に備え、避難所の運営方法をカードゲーム形式で学ぶ「HUG（HII避難所、UII運営、GIIゲーム）ハグ」の普及に全国の各自治体も取り組んでいる。

道も力を入れており、厳冬の震災なども想定した北海道版「D○はぐ」を作製し、講師を養成し、防災訓練などに貸し出しを進めている。

貸出件数は、2016年度、112件、今年度も8月まで42件あった。

参加者からは、「一度体験すれば、『避難所こんな感じ』と分かり、防災意識を身に付けるのに、とてもいい取り組みだ」と語っている。

道危機対策課は、「避難者を受け入れる事前準備として体験してもらいたい」と呼びかけてます。そこで伺います。

1. 東日本大震災以降、どのような防災訓練を行い、その状況と経過は。

2. 各訓練の参加人数は。

3. 町においても、普及推進を考えますが町長の見解は。

■町長■

1. 避難所開設準備訓練を平成28年6月に、町職員55名により実施。

住民参加型は、地震・

津波災害防災訓練を2回実施、1回目は、平成28年9月に野東・敷島内地区を対象に、住民75名、従事者80名で実施し、2回目は、平成29年9月に対象を大浜地区から敷島内地区に拡大し、住民127名、従事者120名で実施。

また、土砂災害防災訓練を、平成29年11月に栄地区の土砂災害警戒区域を対象に、住民16名、従事者51名で実施、今後も、訓練想定や訓練項目を工夫し、継続して実施する。

3. 北海道が主催する、「D○はぐ」講師養成研修会と、避難所運営訓練に、職員3名を派遣し、実践・指導できる職員を育成。

また、町にも平成28年4月に「D○はぐ」が配付され、女性消防団や岩内高校ボランティア局への貸出を行い、岩内高校での講習会に、講師として職員を派遣。

多くの方に活用されるよう、町内会・自治会な

どへ働きかけを強め、実践研修会なども開催し、地域の防災力の強化に努める。

大石 美 雪 議員（日本共産党議員団）

無料WiiFi環境の整備促進を

■質問■

通信環境、無料WiiFiの整備は喫緊の課題。
訪日外国人も、公共施設や観光施設での無料WiiFi環境の普及が指摘されている。

据え、観光客などの利便性向上と観光政策からも無料WiiFiの整備に力を注ぐべきと考えるが、町長の見解は。

■町長■

訪日外国人旅行者による観光需要の拡大が期待される当地域にとつて、無料WiiFiは、利用者の利便性はもとより、情報発信による集客力の向上につながる。今後は、基幹的な観光インフラの一つとして、有効な手段を検討する。

また、私も昨年、道内外からバイクや車で来た若者にボイス・アクションを行ったが、無料WiiFiが上位でした。このように無料WiiFiの整備促進は、インバウンドだけでなく、若者にも必要。
町においても、国内外の観光客の誘客促進を見

活断層否定の北電泊原発立地論拠の火山灰地層が見つからない問題及び製品データの改ざんについて

■質問■

北電泊発電所の新規制基準適合性に係る審査会合で、断層を活断層と定義し、今後、想定される地震の揺れを検討するよう求めている。

特に発電所敷地内の断層は、原発設備への影響が大きく、再稼働をするうえで重要な判断材料であり、原発敷地内に11カ所あり、1、2号機の建設時の調査で火山灰の年代が20万年前のものを活断層ではないと論拠してきた。

1. 北電が一貫して主張してきた論拠は、町も同じ認識か。

2. 町は北電が活断層ではないとする追加調査

でも明瞭な火山灰を含む地層を見つけれないことをこのように受け止めるのか。

第531回の新規制基準適合性に係る審査会合で、活動性評価を否定できないと3条対象なので立地不適と指摘され北電も同じ認識だと答えている。

3. 新規制基準の3条、4条の規制対象となれば1、2号機は廃炉、3号機は、新たな耐震性の強化を求められるが認識は。

規制委の審査で北電は、引き上げた基準地震動は概ね良としたが、内容の確認のための現地調査を2016年7月に実

施し、説明と若干一致しないことから新たな調査が必要で現在に至っている。さらに、規制委は積丹半島は地震性の隆起が否定できない、沖合に活断層を仮定して地震動の算出を求めている。

4. 北電は、指摘されても主張を変えず、強く指示され行動、不信を抱く行為は事業者の資質を欠くと思わないか。

再稼働に向かう北電をどのように見るのか。

5. 原発をやめ安全安心な再生可能エネルギーに切り替える選択をするよう北電に申し入れるべきでは。

神戸製鋼所の製品データ改ざんについて、自主点検の対象は過去1年間に出荷した製品にとどまる。

6. 泊原発のデータ調査はこれで終結か、さかのぼって調べる必要があると思うが、町は確認を求めないのか。

7. 神戸製鋼グループのパンフレットには、製鋼が作成している部材で蒸気タービンブレード材などは泊原発で使用されていると記載、データ改ざん製品で利用がないのか聞くべきでは。
また、確認は何時、予定はなど知る必要があると考えるが。



8. 原発に使われている製品が日本品質保証機構基準に遵守されているか検証を求めるべきと思うが。

9. 原子力プラントに納入した冷却水循環ポンプや使用済み燃料輸送向けのB型輸送容器など改ざん製品でないか北電に報告を求める必要があると思うが。

10. 余寿命診断や材料評価などどのような体制か、また、神戸製鋼が余寿命診断や材料評価に携わっているのか、北電に報告を求め住民に伝えるべきと考えるが。

11. 不正を行った製品の供給先は500社といわれているが、徹底した調査と報告を求め原発の安心・安全を確保するよう申し入れる必要があるのでは。

■町長■

1. 2. 科学的、技術的な観点から審査会合の中で議論されており、町として、コメントする立場にないものと認識。

3. 審査会合の中での指摘等については、事業者として真摯に対応していただきたいと考える。

4. 北電には、審査会合の中での指摘を始め、安全性に関する様々な声を真摯に受け止め、更なる安全性の向上に努めていただきたいと考える。

5. 我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考ええる。

6. 7. 安全上重要な部位の使用状況を調査し、主要部位以外も、不正が行われた製品の使用は、現在まで確認されていないとのことであるが、国から追加調査等を求められた場合には、適

切に対応していただきたいと考える。

8. 9. 日本工業規格に準拠した製品を使用、溶接材は神戸製鋼所製品

の使用を確認しているが、不正がない工場で製造とのことであり、検証や報告を求める予定はない。

10. 11. 原子力発電所は、安全・安心の確保が最優先事項と考えており規制委の指摘等には、事業者として真摯に対応し調査状況の報告と情報公

開に努めるよう、北電に強く求めているきたい。

岩内町のむし歯予防のための

フッ化物洗口について

■質問■

道は、歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定し、学校などでの普及を推進し、町は、数年前よりむし歯予防のフッ化物洗口を小学校と保育所で実施しています。

■質問■

5. 東小と西小で、数年間の費用とその効果は。

6. 対象年齢とその理由は。

7. 実施方法と主な担当者。

8. 使用する薬剤とフッ化物濃度は。

9. 3 保育所とも希望者数が100%に近い理由は。

10. 3 保育所の数年間の費用とその効果は。

11. フッ素入り歯磨き剤の普及や就学前のフッ素塗布の実施をしているがフッ化物洗口の必要性は。

12. 日本薬剤師会は、フッ化ナトリウム試薬をフッ化物洗口用に調剤しないよう通達があるが、町が試薬を使っている理由と今後の対応、および試薬と医薬品の違いは。

13. 試薬を誤って飲み込んだりなどの事例とその時の対処法は。

14. フッ素水質基準は0.8mg/lであり、高濃度の排水を反復継続的に排出することは環境

汚染になるのでは。

■町長■

6. 満4歳頃から14歳頃までの継続が推奨され、町の保育所では、4歳、5歳児を対象としている。

7. 町から保護者に対し希望調査を実施し、同意が得られたお子さんに対してうがい練習を行い、吐き出しができるようになった頃から、週5日、昼食後の歯磨き後に、フッ化物のうがいをしている。

主な担当者は、4歳、5歳児のクラス担任。

8. フッ化ナトリウム

試薬を使用し、フッ化物濃度は225ppmとなっている。

9. 保護者のむし歯予防等への関心が高いことが理由であると捉えている。

10. 平成25年当初は、液保管用冷蔵庫等で、7万6千円、平成26年以降は、2万1千円から2万7千円程度。

効果は、永久歯のむし歯を減らせることが、先行町村での取り組みで実証。

11. 家庭での手間などによる継続した実施の困難性を回避し、高い効果が期待できる。

12. 薬剤は、後志総合振興局、後志歯科医師会等の意見を参考に、フッ化ナトリウム試薬を選択した。

道、道教育委員会、道歯科医師会、道歯科衛生士の連名で発行している北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき実

施、安全性は確保されていると認識、今後もフッ化ナトリウム試薬を使用。

また、試薬は化学薬品であり、医薬品は、厚生労働省が薬事法に基づき認可した薬品。

13. 誤飲等の事例は報告されていないが、事例に応じ、保護者へ説明、担当医へ相談、担当部署へ報告等の対応をする。

14. 洗口実施後に吐きだした洗口液を排水口へ流しても、給食や掃除などで使用する大量の水で希釈され、環境汚染の心配はないと認識している。

■教育長■

1. 全学年を対象としている。

2. 両校とも、毎年希望調査を実施し、うがいができることを確認のうえ、週1回、薬剤師が劇薬指定除外の濃度に希釈の洗口液を養護教諭が配り、自席で30秒から1分

間のうがいをし、養護教諭が紙コップなどを回収し、廃棄。主な担当者は学級担任と養護教諭。

3. フッ化ナトリウム試薬を使用し、濃度は900ppmです。

4. 平成27年度は、東小学校286名中222

岩内町税条例と岩内町国民健康

保険税条例の一部改正案について

■質問■

個人の町民税と固定資産税と都市計画税は納期を4期と、4期目は、11月30日と12月30日としている。

国民健康保険税は、納期を7期として、7期目は12月30日とし、平成31年4月1日からの施行としている。

1. 過去5年間の4税の収納率の変化とその特徴は。

名、西小学校259名中164名、平成28年度では、東小学校270名中221名、西小学校245名中157名、平成29年11月末現在では、東小学校299名中252名、西小学校237名中150名です。

5. 平成27年度は、東小学校266、374円、西小学校178、914円、平成28年度は、東小学校147、555円、西小学校116、859円、平成29年11月末現在では、東小学校106、259円、西小学校65、386円。

次に、効果は、本町は

実施期間が短いこと、希望者だけに実施すること、家庭での虫歯予防によつて影響を受けることから、効果を把握することとは困難ですが、先行町村で効果が見られていること、道などが推進していることから、今後フッ化物洗口を実施する。

過去5年間の4税の滞納について。

2. 所得階層と滞納世帯の分布と相関は。

3. 所得以外での滞納の原因は。

改正理由として滞納整理期間を長くするためとしている。

4. 滞納整理期間を長くすることでの程度の収納率を高められるのか。

5. 滞納整理期間を年度末に集中させない方法もあるのでは。

国民健康保険制度は道単位となり、当面は緩やかな税負担で抑えられるが、7期とすれば月々の税負担は重くのしかかる。

6. 滞納整理期間を増やすことで、月々の負担が重く、滞納への引き金になるのでは。

7. 月々の負担額を増額しないで収納率を高めるべきでは。

8. 年金暮らしの世帯が増加傾向にあるなか、1期目の税額が大きく払いづらく、月々同様な額にし収納率を高めることはできないか。

9. 滞納整理期間は、滞納されている世帯の方々と話しをする機会なので、公僕として減免制度などを知らせ、良き相談相手となることを心が

けて取り組んでいますか。

■町長■

1. 個人住民税の平成24年度は95.9%、平成25年度は95.9%、平成26年度は96.2%、平成27年度は96.4%、平成28年度は97.3%。

固定資産税の平成24年度は96.6%、平成25年度は96.8%、平成26年度は96.8%、平成27年度は97.0%、平成28年度は97.1%。

都市計画税の平成24年度は96.5%、平成25年度は96.7%、平成26年度は96.7%、平成27年度は96.9%、平成28年度は97.1%。

国民健康保険税の平成24年度は85.9%、平成25年度は87.2%、平成26年度は89.7%、平成27年度は89.7%、平成28年度は89.7%。

いずれも、収納率は緩やかな増加傾向。

2. 平成27年度分滞納者は、所得階層100万円未満が滞納者全体の

38.4%、所得階層100万円以上200万円未満が34.2%、所得階層200万円以上300万円未満が22.7%で、滞納者全体の約95%が所得階層300万円未満。

納税義務者は、個人住民税普通徴収者で割合が高いのは所得階層100万円以上200万円未満で38.4%、固定資産税および都市計画税で割合が高いのは所得階層100万円未満で44.8%、国民健康保険税で割合が高いのは所得階層100万円未満で67.1%で、約80%から95%が所得階層300万円未満であり、納税義務者の最も多い所得階層と、滞納者が発生してしまう所得階層が同じである傾向である。

3. 交際費や生命保険、住宅ローンの支払いを優先し納税でなくなったなど、納税意識の低さもその一つとして考える。

4. 現在、最終納期が3月で年度末となり滞納整理期間が少ないが、改正で「滞納整理期間を設ける」ことができ、納税者へ働きかけを行う機会が多く生まれ納税に繋がっていくもの。

よって、中長期的に収納率の向上として効果が現れてくると考える。

5. 納期毎に行う督促や催告などを行ったうえで、なお未納のある納税者にさらなる働きかけをする時間が必要となる。最終納期限後に「滞納整理期間」として年度末まで連続で設けることが、一般的かつ効率的である。

6. 条例施行日を平成31年度としており、計画的な納税が出来るように、納期数の変更の周知を十分に図るよう努める。

納付が困難な納税者に対しては、個別に納税相談を行い、新たな滞納者を生み出さないようきめ細やかに対応する。

7. 来年4月から新たな国民健康保険制度である都道府県単位化に対応するため、検討。

この検討で、一定の滞納整理期間を確保すること、都道府県単位化に伴い8月から1月までの6ヶ月間で道へ納付金の9割を支払うこととなり、10期だと納付金の確保が困難で、一時的に銀行等から資金調達し利息は国民健康保険税で賄うこととなり、被保険者の

負担が増すことから、納期を10期から7期へと改正することが望ましいと判断。

8. 地方税法により、千円未満の端数を全て1期目に合算するため、1期目が2期目以降と比較し大きくなる。

この場合でも、個別に納税相談を行い、法の規定に基づく分納対応など、これまでも行っている。

9. 災害等や所得が著しく減少した方、これに準ずると認められる方に、国民健康保険税の減免が条例で規定している。これまでも、支払が困難で納税相談に來られた方々には、個々の事情を踏まえ対応の対応をしている。今後も、懇切丁寧な対応を心がけ、相談者が理解・納得して頂けるよう引き続き対応する。

岩内港の港湾地区の分区における構築物と財産の処分について

■質問■

財産の処分の理由は、地域における産業の活性化を図るために岩内港工業団地の土地の一部を処分するというものである。

臨海部土地造成事業は4億6千万円を繰り上げ充用し、町財政に影響を与えている。

こうした財政状況下、土地の活用は好ましい事

だが、臨海部の土地が物流拠点として土地造成を行った目的に合致するのかが伺う。

1. 岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例では、町長が商港区、漁港区、工業港区と指定するとあるが、商港区、漁港区、工業港区の区分規定は、

2. 処分する雑種地は商港区だが、条例での禁止構築物の定義は。

3. 処分する雑種地は、再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備で太陽光発電設備として企業が岩内第一太陽光発電所、第二太陽光発電所として稼働しているが、この構築物は条例の何処に該当するのか。

4. 認可は、町長だけの決裁で済むのか。また、臨港地区内の構築物申請を行う際には、事前に相談し、分区条例に適合するか確認する必要があると思うが分区条例に合致したのか。

5. 雑種地にある第三太陽光発電所も商港区なのか。

6. 商港区で建設できる構築物は、原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設とあるが、処分地には再生可能エネルギー発電所が構築され、その電力を自社では利用しないとなれば商港区の構築規定外の独自の構築物になるのでは。

分区は、港湾を安全かつ円滑に利用するために、臨港地区内を目的別に区分して指定し、それぞれ分区の目的にしたがい構築物の用途を規制することで、異なる建物

が無秩序に混在すること防止し、港湾機能の確保を図るものとされている。

7. 港湾法の商港区では、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域となつていますが、再生可能エネルギー発電所は旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域となるのか。

8. 港湾法では分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、地方公共団体の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならないとしているが、構築されている構造物は条例に抵触するのでは。

9. 港湾審議会において港湾審議会条例に基づき港湾区域や分区の指定についての変更を行う必

要があるのでは。また、審議会は行ったのか。

10. 売買単価を1㎡、6,400円としたが、臨海部土地造成をした時、最初いくらを設定していたのか。
造成地は、造成などの費用を入れての価格であり、売却までの金利が上乗せになるもので適切な価格か、また、売買単価は審議会で諮ったのか。

■町長■

1. 港湾法第39条第1項により、商港区は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域、漁港区は、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域、工業港区は、工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域と規定されている。

2. 岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第2条により、商港区の区域内に建設してはならない構

築物は、同条例別表第1に掲げる建築物その他の構築物以外のもの。
さらに、同条において、

「ただし、町長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除く」としているものである。

3. 6. 7. 8. 町政執行方針において、自然環境の保全と地域資源の有効活用の観点から再生可能エネルギーの導入について推進すべきとし、また、企業側から太陽光発電が終了した後の活用方法として、本来の管製造部門や新規の開拓部門で引き続き有効な使用が考えられることから、岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第2条ただし書き、「町長が公益上やむを得ないと認めて許可したもの」を適用。

4. 当該土地については町有地であり、港湾管理者が岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例に基づき、判断し、許可した。

5. 岩内第三太陽光発電所の雑種地の分区について、商港区。

9. 町港湾審議会条例第3条の事項に基づき、臨港地区の変更とともに分区の指定についての変更が必要な場合は、都度招集し審議会を開催。直近の審議会は、平成28年8月9日に岩内港臨港地区の拡大及び分区の拡大について審議。

10. 最初の価格は、分譲開始当時の土地の評価額等を参考に1㎡9,000円と設定。しかし、地価の下落が進んだことから、平成22年度に不動産鑑定士による土地の鑑定評価を実施し価格の見直しを行った。

内容としては、岩内港工業団地用地分譲要領を制定し、平成23年5月1日より分譲価格を1㎡6,400円に設定した。

売買単価については、町港湾審議会条例第3条において諮問にかけることから、審議会に諮っていない。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

金 沢 志津夫 議員（新政クラブ）

地方創生推進事業及び

円山リゾートエリア再生可能

エネルギー調査について



■質 問■

補正予算で、なまこ等増養殖実証事業費補助金や地域商社出資金などが計上され、さらに、平成27年度繰越明許費のうち、積丹半島地域活性化協議会運営費補助事業として平成28年度の決算認定され、いずれも、国の地方創生推進事業の漁業振興施策と思われます。国から補助を受けながらも、事業の全容を知る者は少なく、町の説明も不十分です。

1. これら事業の目的と内容、地域商社設立の目途や問題点、採算性、今後の計画は。

補正予算で、円山リ

ゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査業務委託が計上され、現地調査が終了し、分析中との報告がありました。リゾート開発と再生可能エネルギー問題は町の関心事であり、町民にも明らかにすべきとして質問いたします。

2. 事業の目的と内容、調査概要と今後の取り組み、国の支援の推移は。

■町 長■

1. 目的は、岩内町・泊村・神恵内村の3町村で漁業資源を造成し、漁業者の所得の向上、最終的には、地域における雇用や経済の循環など、好影響をもたらすこと。

内容は、ナマコの資源増大、キタムラサキウニの短期蓄養の企業化、それらを扱う地域商社の設立及び運営を、平成28年度から平成32年度までで実施。

地域商社は、岩内町・泊村・神恵内村の出資により、株式会社キットブルとして平成29年10月2日に設立。

設立したばかりなので特段の問題点というものは無い。採算性は、平成32年度まで運営補助金を投入するので、この3年半の間に黒字に転換できるように、会社の体質強化を図る。

今後の計画は、平成32年度まで毎年20万個のナマコ種苗を放流、ウニの

短期蓄養試験も企業化を図る。

地域商社の運営は、今年度は短期蓄養したウニを俱知安やニセコ方面に販売予定としている。来年度以降はナマコとウニの販路の開拓などを行い、1日でも早く黒字体制を確立し、地域における雇用や経済の活性化に寄与することを期待。

2. 目的は、再生可能エネルギーの導入・実現可能性を調査・検討し、再生可能エネルギー活用による地域振興を目指す。

内容と調査の概要は、1、既存の温泉施設・旅館・ホテルの既存エネルギー量の使用状況进行分析

し、熱交換器等の設備導入による省エネルギーへの転換の理解及び導入促進を図る。2、地熱資源を解析し、発電・熱利用の可能性の検討。3、小水力発電の権太川、幌内川、二チナイ川での導入可能性を評価。

今後は、調査がまとまった段階で、各施設への設備導入の提案や補助制度の紹介、地熱と小水力は、調査結果や国の補助事業の予算措置状況などを見極め、具体的な検討に取り組む。

国の支援は、10分の10の単年度定額補助で、次年度以降も予算措置状況に注視しながら、制度を有効利用し、再生可能エネルギー・省エネルギー

活用による地域振興に取り組んでいきたい。



スケソ(スケトウダラ)漁業の

現状と町の支援について

■質問■

岩内の漁業は、ニシン漁が衰退し、新たにスケソの延縄漁業に活路を見出し、町の経済を支えてきた。

現在は、たら丸・べに子在全国に発信され、「岩内」と言えばスケソの町」と言われる魚種である。

その漁も今年、一隻が廃業、来年も一隻が廃業予定と聞いており、近い将来、伝統あるスケソ漁は皆無となる。

廃業の理由は、漁獲制限や高齢化、人手不足、気象条件などがあり、一番は漁場が遠く、潮流に左右される漁業、資材や燃油の高騰、人件費を考えれば採算に合わない。

町は二度、着業者に資材購入の補助を行った。町を代表するスケソ漁を地元から絶やしてはならないという思いは、町民の願いでもある。

地方創生推進事業で支

援を受けている漁業がある一方で、消滅の危機にある漁業に一筋の光明を照らすのも行政としての責務である。

町は、スケソ漁業の現状をどのように認識し、支援策は。

■町長■

スケトウダラ延縄漁業は長く町の発展の原動力となったが、資源の減少から、本年は漁獲量20トン、TAC数量枠113トンに対し18%と非常に厳しい漁獲状況。ご指摘のとおり、採算性の厳しい漁業と認識。

今後の支援策は、多種多様な漁業形態の中、特定の漁業に対する支援は、漁協の意向が重要。

現時点で漁協からスケトウダラ延縄漁業への支援要望を受けていないので、一般論となるが、1経営体のみが着業する採算性の低い漁業に対し、

行政が支援を行うことは難しい。まずは組合員の経営指導に責務を負う漁協による適切な指導や融資により、経営改善を目指していくのが良いのでは。

漁業振興への支援は、漁業者の意向を充分に踏まえ、費用対効果など、町として総合的な判断が必要であり、引き続き漁協との意思疎通に配慮する。



平成30年1月4日 初セリの様子

漁港区の現状と

再整備について

■質問■

岩内港は古くから天然の良港であり、計画的に整備が行われてきた。

近年は、イカ漁の時期に港を埋め尽くす外来船で活況ある一面、漁港区にプレジャーボートや廃船などの係留が目立ち、漁業者からは管理する町に疑念の声が寄せられている。

1. かつては、港灣管理事務所が設置され、町職員が常駐していたが、現在、港灣はどのように管理されているのか。

2. 昔は造船所が数件あり、新造船が進水する斜路が設置されているが、現在は全く活用されず、問題解決されていない。船主との協議、さらには強制代執行に前向きに取組む時期にあると考えるが。

3. 遊漁船などが漁港区に係留する理由として、岩内地方船舶上架公社の係船料が高額との声がある。現在、漁港区に係留している遊漁船などは町が使用料を徴収し許可しているのか、現状の把握と今後の対応は。

4. 漁港区で使用されていない漁船が無造作に陸揚げされ、港内の景観を損ねているが、町の助成制度を活用し解体処理し、新たに係留を希望する漁業者の要望に応えるべきと考えるが。

5. 大和埠頭に放置された廃船があり、防犯面などからも好ましくなく、問題解決されていない。船主との協議、さらには強制代執行に前向きに取組む時期にあると考えるが。

■町長■

1. 町の港湾施設の管理は、建設住宅課の所管として、担当職員が町港湾管理条例に基づき、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するため、港内の点検や工事、各関係機関との調整、入出港に係る手続きなどの業務を行っている。

日常点検は、担当職員が週1回程度、定期的に港内を巡回し目視点検を行っている。

2. 町は、かつて、スケトウダラ漁が栄えたことに相まって、発動機船の隻数が年々増加し、このことに伴い造船所も増加した歴史的背景がある。近年は、漁業者が減少していることも影響し、造船業を営む企業が少なくなっていると認識。

船の進水のため、斜路を確保することを前提としながらも、弾力的な運用を図り、本来の目的を妨げない範囲で漁船所有者等に対し用地を貸し付けているが、許可条件に

沿わない事例もあるとの指摘を受けたので、今後において、施設利用の実態調査を行う。

3. 岩内地方船舶上架公社は、他の上架施設の料金を参考に、現在の料金を設定。

一方、町が管理している港湾施設は、町港湾管理条例に基づき使用料を設定し、それぞれ根拠の異なるもの。町の繫船岸壁使用料には、平成29年12月現在、漁港区において、漁船42隻から使用料を徴収。

今後については、漁港区が水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域であることから、港湾利用者や漁組等との意見交換により遊漁船等の実態把握を行い、円滑な港湾利用が図られるよう努める。

4. 5. 町では、「港湾区域内環境整備事業補助要綱」を定めており、今後も漁協と連携し、解体処理を進め、港湾内の環境整備に努める。

また、廃船の行政代執行は、執行費用が多額となることに加え、執行後の費用回収が困難との事例が全国的にも多く報告され、これまで取り組んできた現地確認、船主等の特定、本人との協議を基軸に、海上保安庁や警察との共同による面談や指導など関係機関の協力を仰ぎながら、効果的な取り組みとなるよう努める。

いずれにしても、港湾利用者や漁協等との連絡を密にしてこれからのニーズにも応えうる港湾になるよう努力する。

佐藤 英行 議員（市民自治を考える会）

生活困窮者自立支援について

■質問■

日本の貧困率は、厚生労働省の国民基礎調査によると国民全世帯の16%で、貧困世帯のうち生活保護の受給は20%に過ぎない。

2015年4月、生活困窮者の自立に向けた支援を実施する目的とした生活困窮者自立支援制度が施行された。そこで伺う。

1. 生活保護者及び生活困窮者の定義は。

2. 町的生活保護受給世帯は何世帯か。

3. 町的生活困窮者自立支援の相談窓口は。

4. これまでの相談件数は。

5. 支援内容は。

町は、支援を必要とする人へ積極的に出向く支援相談が必要で、そのために、役場内の関係機関の情報共有が必要と考える。

平成28年度について伺う。

6. 国保滞納件数は。

7. 町税滞納件数は。

8. 国保資格証明書発行件数は。

9. 国保短期証発行件数は。

10. 上下水道滞納件数は。

11. 給水停止執行件数は。

12. 就学援助の要保護、準要保護の件数は。

13. 町営住宅の家賃の滞納件数は。

14. 役場内の関係部署が情報共有し生活困窮者の自立支援にあたるべきではないか。

15. 生活困窮者自立支援法では、福祉事務所を設置していない町村は、都道府県が自立支援に係る事業を行うとなつてい

る。町の相談窓口は、一義的に道となるが、NPO法人への委託により、余市町内に『くらし・しごと相談処しりべし』を設置。

16. 生活保護者は、生活保護法で被保護者と要保護者に区分して定義され、被保護者は、現に保護を受けている者、要保護者は、現に保護を受けていないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者と定義。

17. 生活保護者は、生活保護法で被保護者と要保護者に区分して定義され、被保護者は、現に保護を受けている者、要保護者は、現に保護を受けていないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者と定義。



4. 5. 生活困窮者自立相談支援事業は、平成29年3月末時点までで相談件数は12件と伺っている。内容は、支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

生活困窮者住居確保給付金の支給は、平成29年3月末時点までで相談件数は0件と伺っている。内容は、離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給し、住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行うというもの。

6. 13. 国民健康保険税滞納件数が571件、町税滞納件数が1,026件、国民健康保険被保険者資格証明書発行件数が0件、国民健康保険短期被保険者証発行件数が103件、水道料金滞納件数が1,352件、下水道使用料滞納件数が216件、給水停止執行件数が7件、就学援助は、要保護が63件、準要

保護が186件、町営住宅の家賃の滞納件数が、165件である。

14. 関係部署の情報共有は、法律の守秘義務から、本人の同意を得なければ情報を得ることはできず、事前に情報共有できない。これまでも、対応時は、本人の了解を得ながら関係部署と連携し、対応している。今後、相談者の目線に立ち、柔軟かつ丁寧な対応に努める。



原子力防災について

■質問■

泊発電所周辺地域原子力防災計画（計画編）で本部長は、避難の実施に当たり周囲の状況により、避難の立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、屋内退避の検討を行うが追加された。

そこで伺う。

1. 危険を伴う周囲の状況とはどのような状況を想定か。

2. 要配慮者のための放射線防護施設は何施設か、対象は、各々何人か。

放射線防護施設への収容は何人か、誰が連れていくのか。

要配慮者とはどのような人が対象で、各々何人となっているのか。

安定ヨウ素剤の配布は誰が行うのか。

乳幼児の安定ヨウ素剤は。

3. 学校施設における、児童生徒の避難計画の内容は。

学校教職員に役割は周知しているのか、授業中など校内にいる児童生徒の安全は。

西小学校の防護施設に、西小学校の児童は収容とはならないのか。

■町長■

1. 避難経路上に障害物がある場合や、避難路自体が損壊している場合、暴風雪により屋外に出ることが危険な場合などである。

2. 障がい者支援施設、介護老人保健施設、小学校の3施設で、医療機関と保健センターの整備を行っており、合わせて5施設となる。

収容対象者は、高齢者、障がい者、妊婦などの要配慮者の内、早期の避難が困難な方や、避難途中に健康リスクが高ま

る方、平成28年12月末の避難行動要支援者数1,485人に妊産婦113人、乳幼児488人などが加わるが、本人の健康状態や家族の状況などにより、対象人数は変動する。

収容人数は、施設整備時の計画人数で、小学校413人、保健センター160人、民間施設1,032人となっている。

防護施設への移動は、家族又は支援者が行うが、移送者がいない方は、役場、消防、警察などが行う。

安定ヨウ素剤の配布は、集会所での緊急配布を基本としており、集会所開設の準備段階で町職員が運搬し、国から配布指示があった場合に、町職員及び北海道医療班より、説明と事前問診を行い、配布することとしている。一部放射線防護施設では、安定ヨウ素剤の分散備蓄をする準備を進めている。

乳幼児の安定ヨウ素剤は、乳幼児向けのゼリー剤が新たに開発され、町

にも配備されており、緊急配布時に配布する。

3. 児童は施設敷地緊急事態の段階で保護者へ引き渡し、引き渡せない児童は、学校内で屋内退避を続け、バスにより避難するので、一時的に屋内退避で留まることはあるが、収容対象とはなっていない。

■教育長■

3. 原子力災害発生時対応マニュアルを各学校に通知し、内容は、校内放送等により児童生徒を教室に戻し、玄関や窓等を閉め、人数の把握を行う事項等が記載され、教職員に対する周知は、職員会議等でマニュアル等の確認をし、迅速かつ安全に対応できるよう努めている。危険を伴う周囲の状況時は、児童生徒は保護者に引き渡している状況となる。しかし、保護者に引き渡せない児童は、屋内退避を続け、一時移転等の指示があった場合に、バスにより避難する。また、児童生徒が

教職員の指導のもと、安全で迅速に避難等が行われるよう、訓練等の参加や防災教育の充実に取り組んでいく。

泊原子力発電所の

安全対策について

■質問■

北海道電力による「泊発電所の安全対策等に関する説明会」が2016年4月13日から8月9日まで後志管内20市町村64か所で開催された。

この会場で基準地震動はいくつある評価方式を取り入れるべきではないかの質問に対し、北電は、十分な安全性をもたせて設定していると答え、また、敷地内の質問に対し、耐震設計上考慮する活断層ではないと答え、さらに、防潮堤や貯留堰は基準津波に耐えられるのかとの質問に対し、揺れに耐えられるほか津波による水圧にも考慮した設計と答えている。

その後の規制委の審査

識は、また、どのような対応をするのか。

■町長■

規制委の指摘等については、規制委が新規基準への適合性を判断する上で、科学的・技術的な観点から必要となる事項等について、事業者へ求めたものと認識しており、泊発電所の安全性をより高めるためのものと考えてる。

原子力発電所については、安全・安心の確保が最優先事項と考えており、指摘等については、事業者として真摯に対応されるよう、北電に引き続き強く求めていきたい。



議 会 日 誌

11月3日	岩内町功労者表彰式	11日	各派代表者会議
6日	建設産業委員会	15日	歳末特別警戒
20日	地方自治法施行70周年記念式典	18日～21日	第4回定例会再開
21日～22日	第61回町村議会議長全国大会及び北海道横断自動車道に係る中央要望	19日	10大ニュース審査会
27日	ニセコ町議会庁舎視察	1月4日	初セリ
30日	岩内ロータリークラブ議会視察	4日	岩内青年会議所新年交礼会
		5日	岩内町新年交礼会
12月4日	原子力発電所問題特別委員会	6日	岩内消防出初式
5日	社会文教委員会	7日	岩内町成人式
6日	建設産業委員会	19日	岩内体育協会新年会
7日	総務委員会	22日	岩内建設業協会・建設業協同組合新年交礼会
8日	議会運営委員会	24日	岩内商工会議所新年交礼会
11日	第4回定例会招集	26日	南後志法人会岩内地区会新年交礼会

編集後記

「議会だより139号」をお届けいたします。第4回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解いただきたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)